

様式第 8 法第 49 条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用
地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策
の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 沿岸部では、ほ場整備による農地の大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入することで、
水稲、大豆、いちご等の産地競争力の強化を図る。
- 内陸部では、本市農業の基幹である施設園芸（いちご、花卉等）・畜産の拡大を図るため、農業用施設
等の整備を行うとともに、6次産業化をはじめとしたアグリビジネス推進に向けた直売施設、加工施設
等の整備、生産組織の育成を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 沿岸部の津波被害を受けた農地のうち、最知（34.7ha）、大谷（42.8ha）の 2 地区（合計 77.5ha）で
は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）等の活用により、県と連携し、単な
る原形復旧だけではなく、ほ場の整備による農地の集約化・大区画化を行い、効率的な土地利用と営農
方式を導入する。その他の被災農地 43 箇所（約 570ha）についても、災害復旧事業により、農地として
復旧することを基本とする。
- 集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な地区では、農山漁村地域復興基盤総合整備事
業（復興基盤総合整備事業）の活用により、農地としての整備を図る。
- 内陸部の農地である階上地区（10.86ha）では、園芸施設・農業機械の復旧と再整備を行うことにより、
園芸作物の栽培を重点的に推進する。本吉地区（51ha）では、家畜導入事業基金・乳牛導入資金貸付基
金や、肉用牛優良子牛保留事業等の活用を図るとともに、牛乳・乳製品の宣伝と消費拡大に努める。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高
い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明
確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤
整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 農地の復旧・復興を行った農地は、農用地区域として、優良農地の確保に努める。
- 防災集団移転等による住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うための必要最小限
度とする。
- 集団移転跡地における、周辺農地との一体的な利用が可能な区域については、農地としての整備に努め
、農地の確保・有効利用を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 津波被害を受けた農地（田畑約648ha）は、農地として復旧・復興することを基本とする。
- 被災住宅地等の集団移転先となる登米沢地区の農地（0.3ha）は、住宅地としての土地利用を行う一方、
周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。
- 集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な大沢地区（Ⅰ地区）、舞根 2 地区（Ⅱ地区）
、登米沢地区（Ⅳ地区）の一部は、農地として整備及び利用を検討する。階上長磯浜地区（Ⅲ地区）、
小泉町地区（Ⅴ地区）の一部は、農地としての利用を検討する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A地区	大沢地区	集団移転促 進事業	住宅地	3.4ha	3.3ha	3.4ha	—	気仙沼 市	H24～26	229人 （52世帯）	都市計画 区域外	移転元Ⅰ、16.6ha、都市計画 区域外、410人（114世帯） 移転跡地：農地及び緑地
C地区	階上長磯浜 地区	集団移転促 進事業	住宅地	4.2ha	4.2ha	—	—	気仙沼 市	H24～27	254人 （78世帯）	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元Ⅲ、4.6ha、非線引き都 市計画区域の用途地域外及び 用途地域、254人（78世帯） 移転跡地：農地、緑地及び産 業系エリア
D地区	登米沢地区	集団移転促 進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha	気仙沼 市	H24～26	18人 （5世帯）	都市計画 区域外	移転元Ⅳ、0.3ha、都市計画区 域外、18人（5世帯） 移転跡地：農地及び緑地
計				7.9ha	7.8ha	3.7ha	0.3ha			501人 （135世帯）		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- （注）
- （1）本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - （2）「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - （3）「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：大沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：階上長磯浜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海へと放流する。 また、農業用水路及び排水路については、付け替えし機能を維持することで管理組合と調整済みであり、周辺農地での営農に支障が生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：登米沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
移転先の農地は市道に隣接しており、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、隣接の道路側溝に排水し、河川へ放流となる。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。